

## 福岡市住居確保給付金の概要

### 1 住居確保給付金とは

離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失した方又は住宅を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う事業です。

### 2 事業の対象者

申請時に次の①から⑧の要件のすべてに該当する方

①離職等により経済的に困窮し、住宅を失った、または失うおそれのある方

②離職等の日から2年以内の65歳未満の方

③離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた方

(離職等の日においては主たる生計維持者ではなかったが、その後、離婚等により、申請時においては主たる生計維持者となっている場合も含む)

④ハローワークに求職申込を行い、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う方、または行っている方

⑤申請を行った月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に家賃額を合算した金額以下であること

世帯員数	収入基準額		上限額
単身世帯	基準額 8.4万円	+ 家賃額 (上限3.6万円) 以下	12.0万円
2人世帯	" 13.0万円	+ " (上限4.3万円) 以下	17.3万円
3人世帯	" 17.2万円	+ " (上限4.7万円) 以下	21.9万円
4人世帯	" 21.4万円	+ " (上限4.7万円) 以下	26.1万円
5人世帯	" 25.5万円	+ " (上限4.7万円) 以下	30.2万円
6人世帯	" 29.7万円	+ " (上限5.0万円) 以下	34.7万円
7人世帯	" 33.4万円	+ " (上限5.6万円) 以下	39.0万円
8人世帯	" 37.0万円	+ " (上限5.6万円) 以下	42.6万円
9人世帯	" 40.7万円	+ " (上限5.6万円) 以下	46.3万円
10人世帯	" 44.3万円	+ " (上限5.6万円) 以下	49.9万円

⑥申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、次の金額以下であること

世帯員数	金額
単身世帯	50.4万円以下
2人世帯	78.0万円以下
3人世帯以上	100.0万円以下

⑦国の雇用施策による給付等又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

### 3 支給方法・支給額

① 支給方法

福岡市から賃貸住宅の貸主等に直接振り込みます。

② 支給額

世帯員数	上限額
単身世帯	3. 6万円以内
2人世帯	4. 3万円以内
3人～5人世帯	4. 7万円以内
6人世帯	5. 0万円以内
7人世帯以上	5. 6万円以内

※ 世帯の収入が、「1 事業の対象者 ⑤」の基準額を超える方については、調整を行い一部支給となります。

### 4 支給期間

原則3か月

(一定の条件のもと、延長できる場合があります)

### 5 支給期間中の就職活動等

支給期間中は、下記①～③の就職活動要件を満たすこと、又は福岡市生活自立支援センターの作成するプランに基づいた就職活動が必要です。以上の就職活動を怠った場合、支給が中止されます。

①毎月2回以上、ハローワークの職業相談を受けること

②毎月4回以上、福岡市生活自立支援センターでの就労に関する面談を受けること

③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

### 6 その他

○住居確保給付金の申請書が提出されてから1か月以内に必要書類が揃わない場合、申請が却下されますので、ご注意ください。

○住宅確保に必要な敷金や当面の生活費等は、別途、社会福祉協議会が実施する貸付事業の活用も可能ですが、住居確保給付金とは利用するための要件が異なりますので、ご注意ください。

○虚偽の申請や届出など不適正受給に該当することが判明した場合、以後の給付の支給を中止するとともに、過支給分の全額または一部について返還していただく場合があります。

### 7 相談・申請先

福岡市生活自立支援センター

〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス7階

電話：0120-17-3456, 092-732-1188

FAX：092-732-1190

開館時間：9:00～17:00 (土・日・祝日、年末年始休館)

【委託元】福岡市保健福祉局総務部生活自立支援課 092-711-4553